

秩父市中期財政計画

(第3次 財政健全化計画)

令和3年3月

秩 父 市

目 次

はじめに	1
I 中期財政計画	
第1章 計画の基本的事項	2
1 計画の位置付け	2
2 計画の内容	2
第2章 市財政の現状	4
1 市財政の現状	4
2 財政構造の特徴	4
(1) 歳入の状況	4
(2) 歳出の状況	5
(3) 市債及び基金の状況	6
(4) 各種財政指標の推移	7
第3章 中期財政計画（財政プラン）	8
1 歳入の見通し	8
2 歳出の見通し	12
<義務的経費>	12
<その他の経常的経費>	14
<投資的経費>	15
3 取り組むべき課題	16
4 目標の設定	17
5 中期財政計画（財政プラン）	18
6 長期財政見通し	19
II 第3次 財政健全化計画（平成28年度策定）	
第1章 計画の基本的事項	20
1 基本的理念	20
2 計画の内容	21
第2章 財政健全化計画	21
1 人件費	21
2 扶助費	22
3 公債費	22
4 物件費・維持補修費	23
5 補助費等・繰出金・出資金	24
6 歳入確保（その他取り組むべき方策）	24
むすびに	26

はじめに

本市においては、合併後 15 年が経過し、合併特例法に基づく普通交付税の優遇措置も平成 28 年度から段階的に削減され、令和 3 年度には合併にかかる財政的な特例がすべて終了するため、財政構造の大幅な見直しを必要とする時期を迎えています。

また、市税収入の大幅な増加が見込めない中、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や物件費の増加が見込まれるなど、今後、さらに厳しい財政状況が予想されます。また、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症は市民生活や地方財政に大きな影響を及ぼしました。

これらを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤を確立していくためには、コロナ禍の景気後退からの回復、中長期的な視点に立った規律ある健全な財政運営を堅持する必要があり、最新の指標を反映させた「中期財政計画」を策定しました。本計画は、秩父市まちづくり基本条例に基づき策定しており、市財政の現状分析を行い、将来の財政収支の見通しを明らかにしています。

また、平成 28 年度に改訂した「第 3 次財政健全化計画」は、中期財政計画を実現するための行動指針となっており、2 つの計画が両輪をなしているために合冊といたしました。

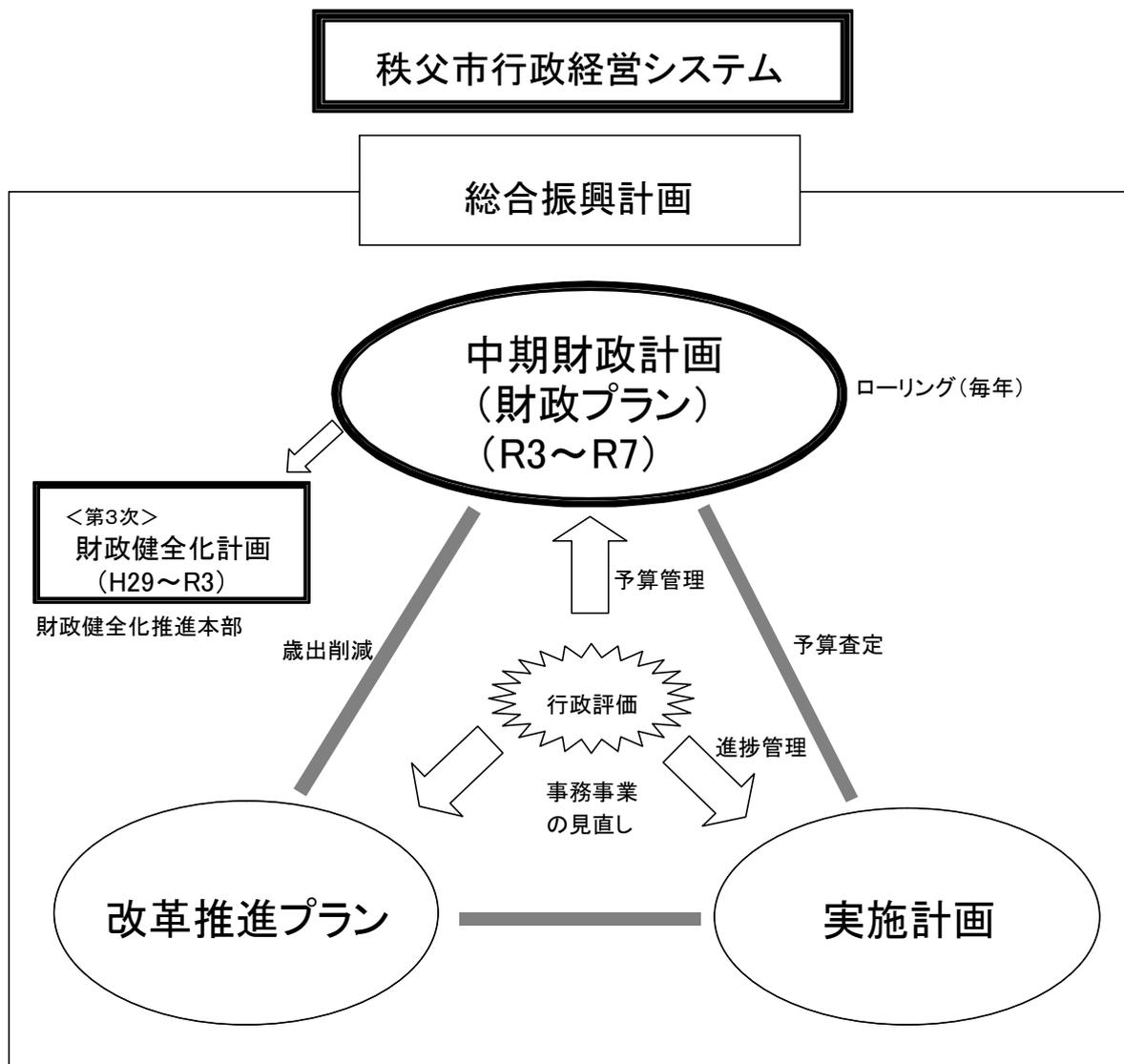
これらの計画を今後の財政運営の指針として活用するとともに、総合振興計画に掲げる将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現に向け、健全で規律ある財政運営に努めてまいります。

I 中期財政計画

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

< 相関図 >



2 計画の内容

- (1) 計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
- (2) 対象となる会計
普通会計のみを対象とします。

(3) 推計方法

- ・平成27年度から令和元年度までの決算額及び令和2年度予算額（補正予算計上額）を参考に、各年度の決算見込額を推計しています。
- ・税制、国・県の補助制度等については、現行の制度が継続する前提で推計しています。
- ・計画に用いる人口は、地域政策課公表の「令和2年4月1日のデータをもとにした秩父市の人口推計」によります。

<人口推計>

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
就学前年齢 (0～5歳)	2,581	2,465	2,330	2,221	2,141	2,083	2,017	1,965
義務教育及び高校・大学等 (6～21歳)	8,931	8,681	8,472	8,286	8,069	7,849	7,650	7,426
(うち小学生人口)	3,018	2,928	2,873	2,814	2,730	2,652	2,583	2,470
(うち中学生人口)	1,701	1,667	1,621	1,590	1,541	1,492	1,426	1,397
(うち高校生人口)	1,798	1,763	1,730	1,691	1,659	1,613	1,583	1,534
(うち大学生等人口)	2,414	2,323	2,248	2,191	2,139	2,092	2,058	2,025
実質生産年齢人口 (22～64歳)	31,586	30,888	30,298	29,665	29,091	28,502	27,892	27,285
(うち22～59歳)	26,942	26,375	25,833	25,358	24,838	24,333	23,755	23,215
(うち60～64歳)	4,644	4,513	4,465	4,307	4,253	4,169	4,137	4,070
前期高齢者 (65～74歳)	9,507	9,553	9,651	9,921	9,841	9,519	9,258	8,960
後期高齢者 (75歳以上)	10,760	10,926	10,916	10,729	10,811	11,115	11,360	11,629
合計	63,365	62,513	61,667	60,822	59,953	59,068	58,177	57,265

・経済成長率

令和3年1月に経済財政諮問会議に提出された政府の「中長期の経済財政に関する試算」では、「2020年度の我が国経済は、最近の感染拡大も含め新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況となり、成長率は実質▲5.2%程度、名目▲4.2%程度と見込まれる。2021年度については「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020年12月8日閣議決定）を円滑かつ着実に実施すること等により、成長率は実質4.0%程度、名目4.4%程度となり、年度中には経済がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。」としています。

内閣府が本年1月に発表した月例経済報告では、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。」としており、新型コロナウイルス感染症などのリスクもあるため、現時点では経済成長率を0%と仮定し、状況を見て今後のローリング作業の際に見直します。

(4) 計画の更新

決算状況や経済動向、税制改正を考慮して、毎年度ローリングを行うこととします。

第2章 市財政の現状

1 市財政の現状

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や地方分権・広域行政の進展など、時代の変革への対応が求められています。

秩父市は、こうした行政課題に対応するため、平成17年4月に合併しました。合併に伴い、合併特例期間は交付税の優遇措置や合併特例債の活用などのメリットを令和2年度まで享受できました。

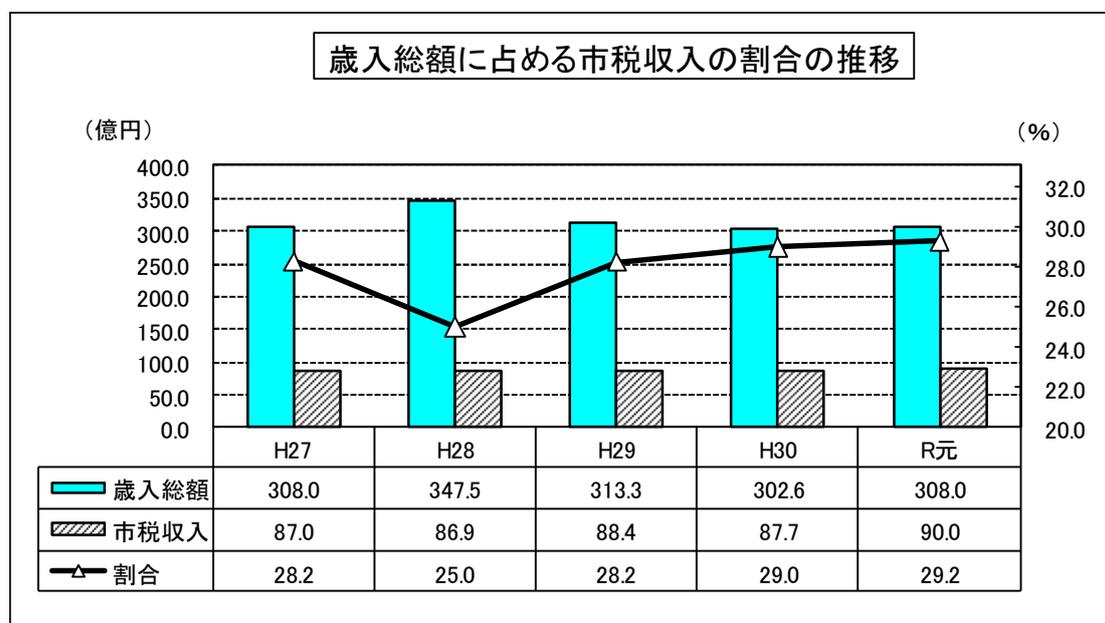
しかし、秩父市の財政は歳入に占める依存財源の比率が高く、財源確保において厳しい状況にあることに変わりありません。高齢化も全国平均を上回る状況で進行しており、医療・福祉の充実に対する住民ニーズは高まっています。また、森林をはじめとする環境保全、次代を担う人づくりのための教育環境の整備、公共施設の老朽化、再編等への対応など、今後の行政運営に必要な経費は多大であり、市財政に対する不安は増大しています。

2 財政構造の特徴

秩父市の平成27年度から令和元年度までの歳入・歳出の財政分析を行いました。

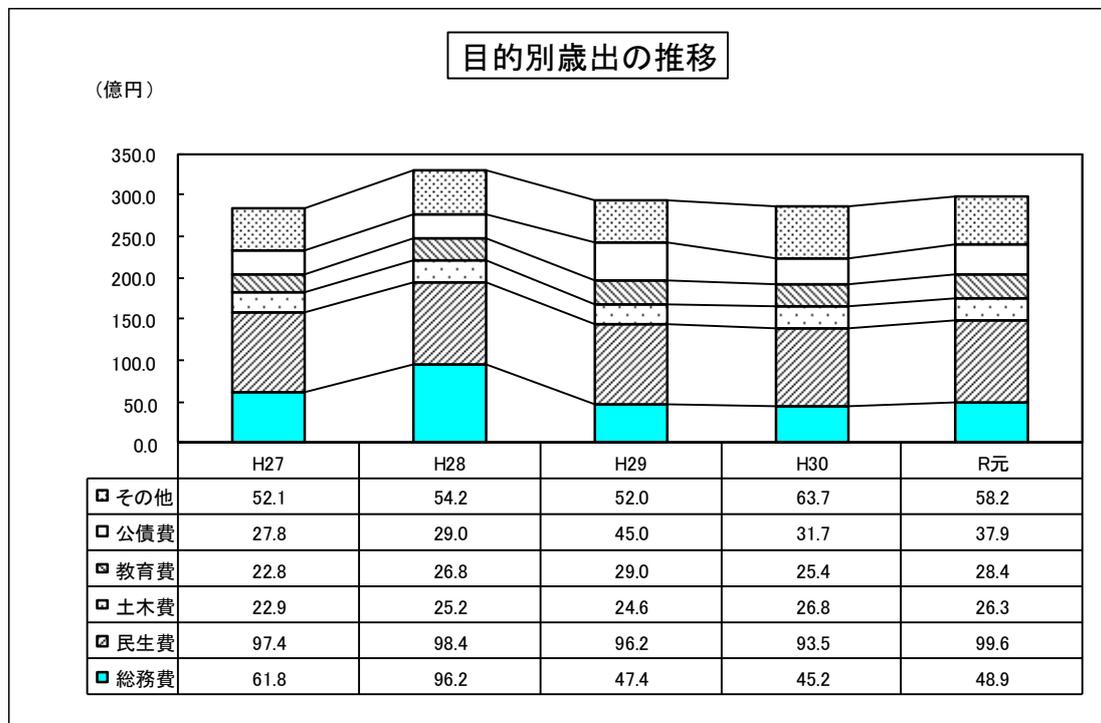
(1) 歳入の状況

歳入の柱となるべき市税収入の歳入総額に占める割合は、29%台で推移していましたが、特に平成28年度に25.0%と急落しました。この要因は、平成27・28年度に実施した本庁舎・市民会館建設事業に伴う基金繰入金や市債の収入額が高くなり、相対的に市税収入の割合が低下したという一時的なもので、平成29年度以降は平成27年度以前と同じ水準に戻りました。



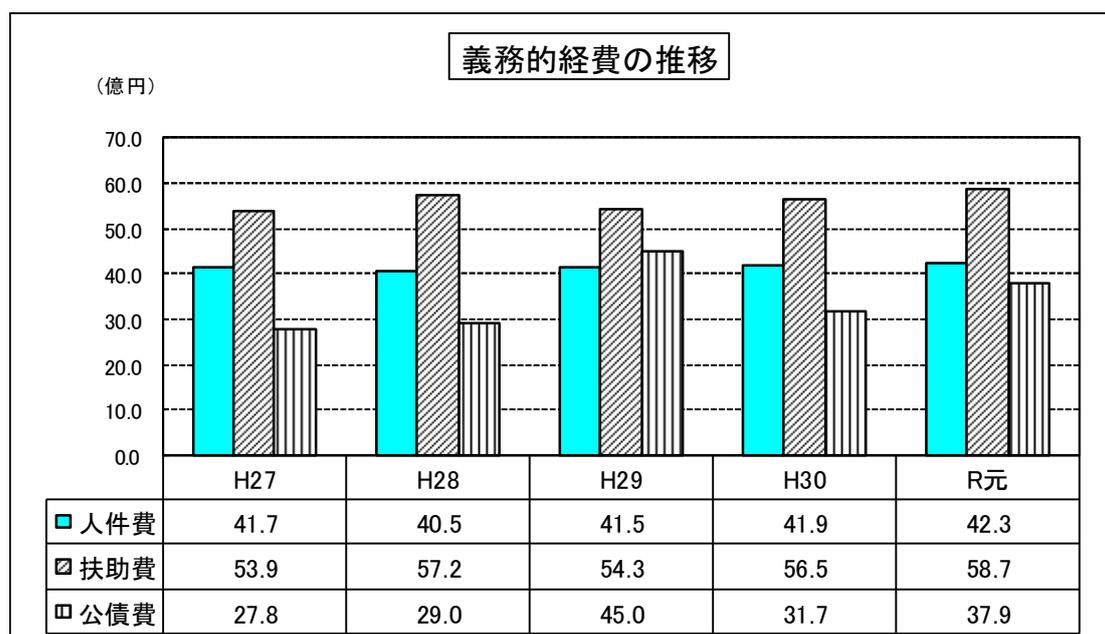
(2) 歳出の状況

歳出の構成を行政目的別に見ると、民生費の構成割合が高く年々増加しています。また、平成 27、28 年度は、本庁舎・市民会館の建設により総務費の割合が増加しました。平成 29 年度に公債費の割合が高いのは、市債の繰上償還を行ったためです。



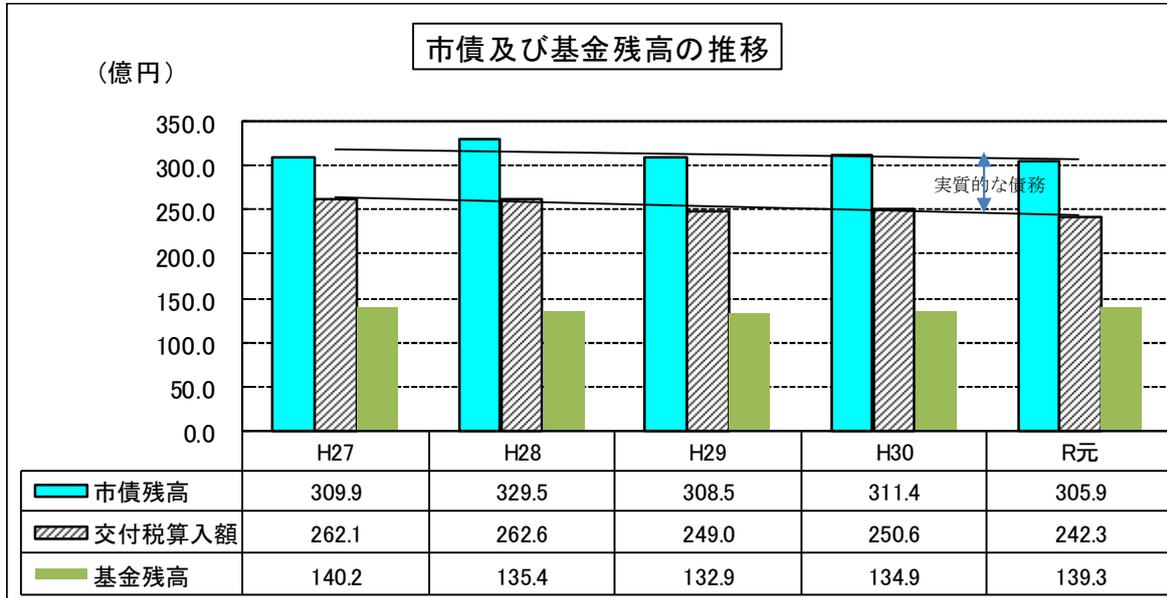
義務的経費は、歳出のうち容易に節減できない硬直性の強い経費のことです。人件費は、定員適正化計画に基づく職員数の削減等により減少傾向にありましたが、平成 29 年度以降は増加に転じています。

公債費は、市債総額を抑制するために繰上償還を積極的に行っており、年度により増減があるのは、繰上償還によるものです。



扶助費は、景気の低迷による影響もありますが、保育園の運営や医療費助成、障がい者・高齢者対策に要する経費、児童手当の支給等により、年々増加しています。

(3) 市債及び基金の状況



市債は、将来にわたり償還義務が発生しますが、長期間市民が利用する施設の建設等について、現役世代の市民だけでなく、将来その施設を使用する市民を含め、長期間にわたり経費を負担する「世代間の負担の公平」を図る機能があります。

市債残高は、地方交付税原資の不足による臨時財政対策債や合併特例債の発行により増加しています。しかし、その償還額が地方交付税で措置される有利な地方債を選択しているため、市債残高のうち地方交付税算入額の割合は80%前後を推移しており、実質的な債務額は抑制されています。

基金は、その性質上、奨学資金のように貸付を目的とし、原資が減少しない定額運用のものと、施設の建設や財源不足が生じたとき、その不足分を賄うために取崩すためのものがあります。秩父市は令和元年度末現在17の基金を有しています。

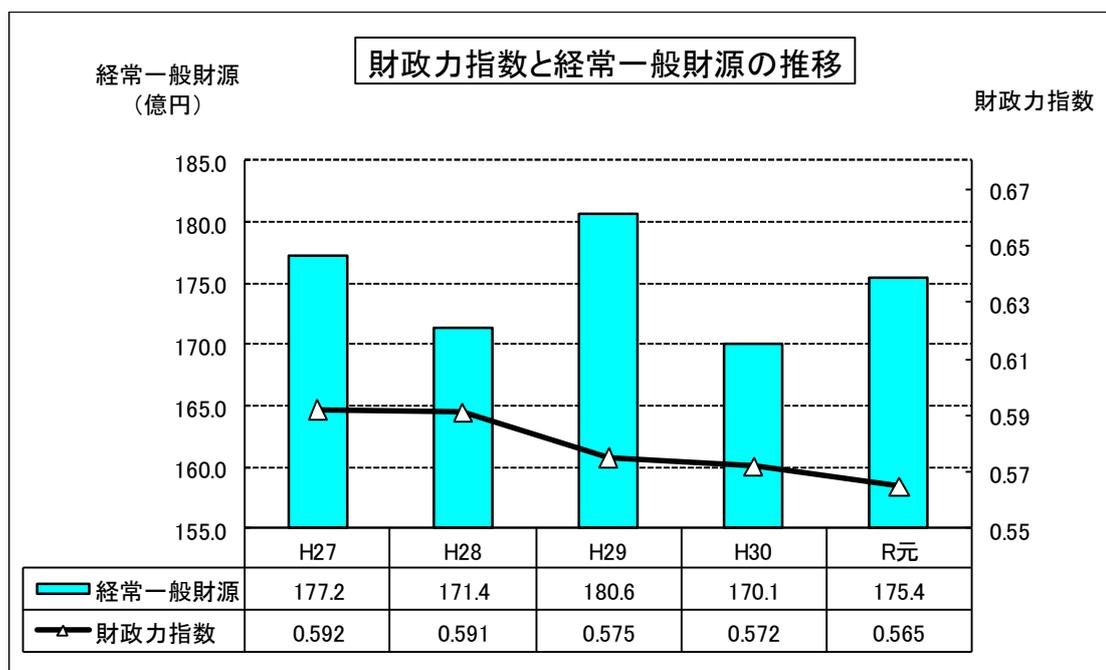
基金残高は、公共施設整備基金への積立てや、将来の市債償還の財源とするために減債基金への積立てを計画的に行ってきました。平成28年度に本庁舎・市民会館建設事業の財源として取崩したため、減少に転じましたが、その後、計画的に積立てを行い、令和元年度末には平成27年度と同じ水準まで増加させています。

今後は、市債と基金のバランスを注視していく必要があり、基金を活用して市債残高の抑制に取り組めます。

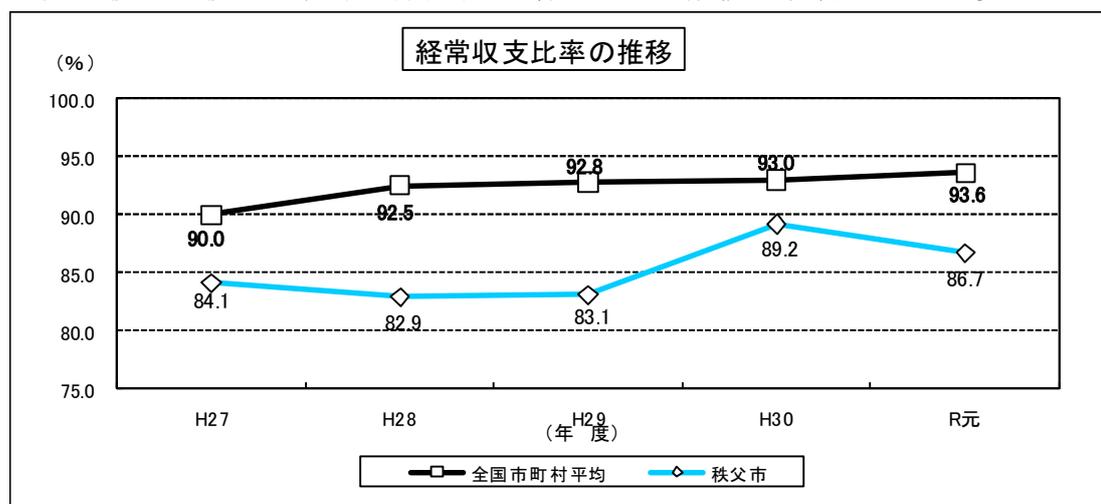
(4) 各種財政指標の推移

毎年度連続して継続的に収入される財源のうち、その用途が限定されない経常一般財源は市税と地方交付税が大部分を占めます。平成 29 年度に増加した要因は、市債の繰上償還が地方交付税に算入されて地方交付税が増加したためです。合併特例措置されていた地方交付税が縮減期間に入っており、経常一般財源は中長期的に減少傾向にあります。

また、財政力指数の低下は、繰上償還が地方交付税に算入されたため、財政が悪化したことを示すわけではありません。

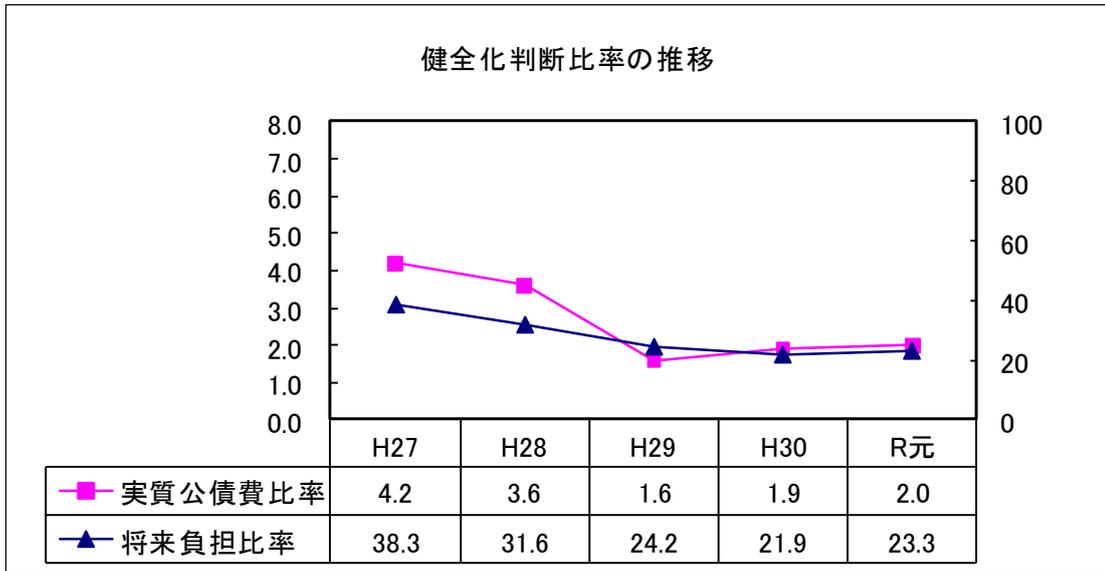


経常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債の増額や財政健全化計画による行財政改革に取り組んだ結果、これまでの数値はいずれも全国平均より低い状態にあります。平成 30 年度には 89.2%と大幅に上昇しましたが、令和元年度は地方交付税や市税など経常一般財源の増加により数値が改善しました。



健全化判断比率ですが、4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がありませんでした。実質公債費比率は、令和元年度決算の数値が 2.0%

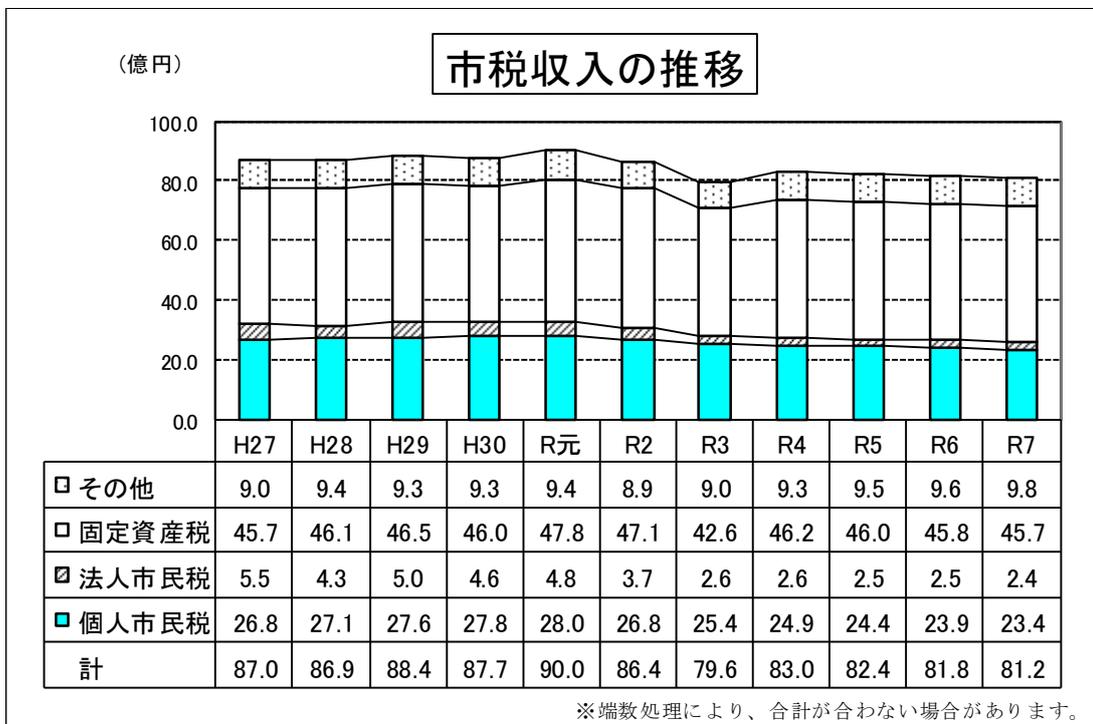
(3カ年平均)と平成30年度に比べて、0.1ポイント上昇しました。将来負担比率は23.3%となり1.4ポイント上昇しましたが、いずれも、早期健全化基準、財政再生基準を大幅に下回っています。



第3章 中期財政計画(財政プラン)

1 歳入の見通し

(1) 市税



市税は歳入の柱であり、歳入総額の約30%を占めています。

固定資産税は減少傾向にありましたが、ダム資産の軽減特例期間が終了したため、令和元年度に一旦上昇し、その後は減少傾向となる見込みです。平成29年度には市内企業の業績の伸びにより法人市民税が増加しました。

一方、個人市民税は人口数や景気により増減しますが、これまでは安定的に推移してきました。今後は人口減少、コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、市税全体でも減少傾向を見込みます。

① 個人市民税

過去の決算額を参考に、前年度の実質生産年齢人口（22歳～64歳）の増減率を乗じた値を加算していますが、人口の減少等により減少していく見込みです。

② 法人市民税

過去の決算額を参考に、当年度の実質生産年齢人口の増減率を乗じた値を加算しています。経済成長率や個別企業の業績見通しは考慮しておらず、平成29年度決算額から漸減傾向になるものと見込んでいます。

③ 固定資産税

過去の決算額を参考に算出しています。滝沢ダムについては、償却資産の特例率の変更により平成26年度に増額となり、令和元年度には特例期間の終了により増額となりました。今後の減価償却等を見込み、償却資産は1%、国有資産は2%をそれぞれ一律で減額とし、評価替え等により土地・家屋も減額傾向になると見込まれます。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小事業者の事業用資産に対しては軽減制度があるため、減額が見込まれます。

④ その他市税

その他の市税には、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税があり、いずれも過去の決算額を参考に算出しています。軽自動車税は、低燃費等の理由で購入者が増えていることや税制改正により、微増で推移するものと見込んでいます。鉱産税、市たばこ税、入湯税は微減傾向を見込んでいます。

(2) 地方譲与税・交付金

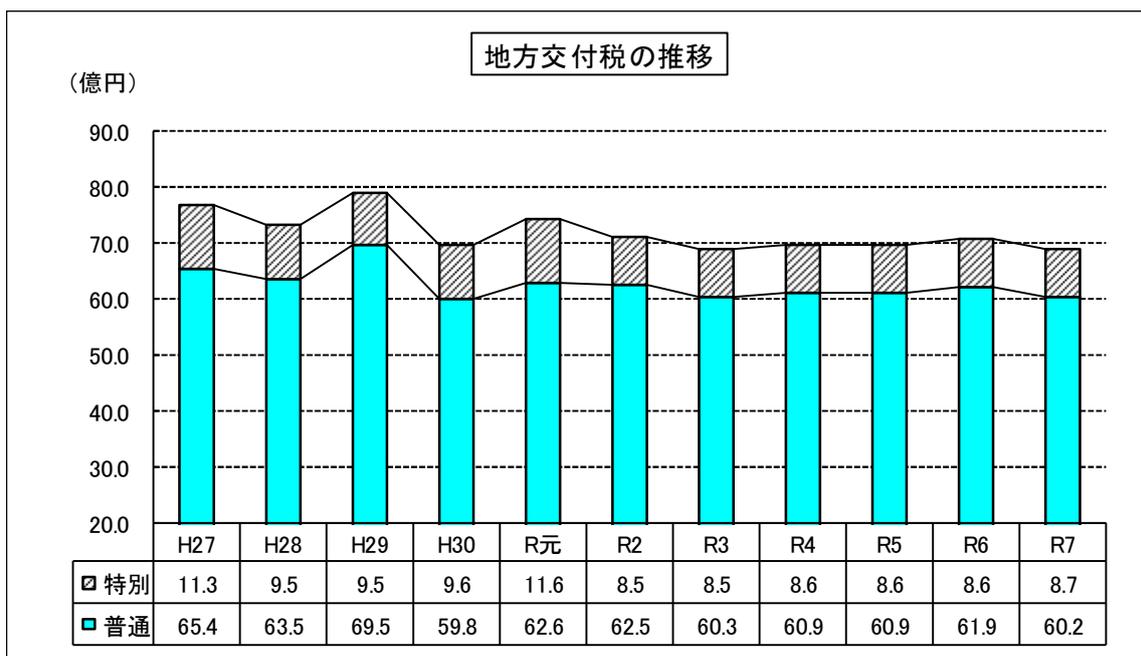
地方譲与税には、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税があります。暫定税率等、国の政策に影響を受けますが、過去の決算額を参考に算出しました。森林環境譲与税が導入され、今後増加が見込まれるため、地方譲与税全体でも微増が見込まれます。

交付金は、地方消費税交付金・環境性能割交付金・ゴルフ場利用税交付金・地方特例交付金、法人事業税交付金等があります。消費税率の引上げに伴い、地方消費税交付金が平成27年度と令和2年度に大幅な増額となりますが、その後、全体としては漸減傾向で推移するものと見込んでいます。

(3) 地方交付税

地方交付税は、市税とともに秩父市の歳入の約20%以上を占める重要な財源となっています。

平成25年度までは増加傾向にありましたが、平成26年度から減少傾向に転じました。令和3年度まで順次削減が続くことから減額が見込まれます。ただし、平成28年度以降は市債の繰上償還を行っており、これに対し普通交付税が算入されることから一時的には増額となることを見込まれます。



① 普通交付税

平成 27 年度以降、減少傾向となっています。なお、秩父市は平成 17 年に合併しているため、平成 27 年度まで合併算定替の特例を受け、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて段階的に減額となり、令和 3 年度からは特例措置が完全になくなります。

しかし、平成 28 年度以降、市債の繰上償還を積極的に行っており、繰上償還を実施する年度には、償還額の一部が普通交付税に算入されるため、一時的に増加する見込みです。

② 特別交付税

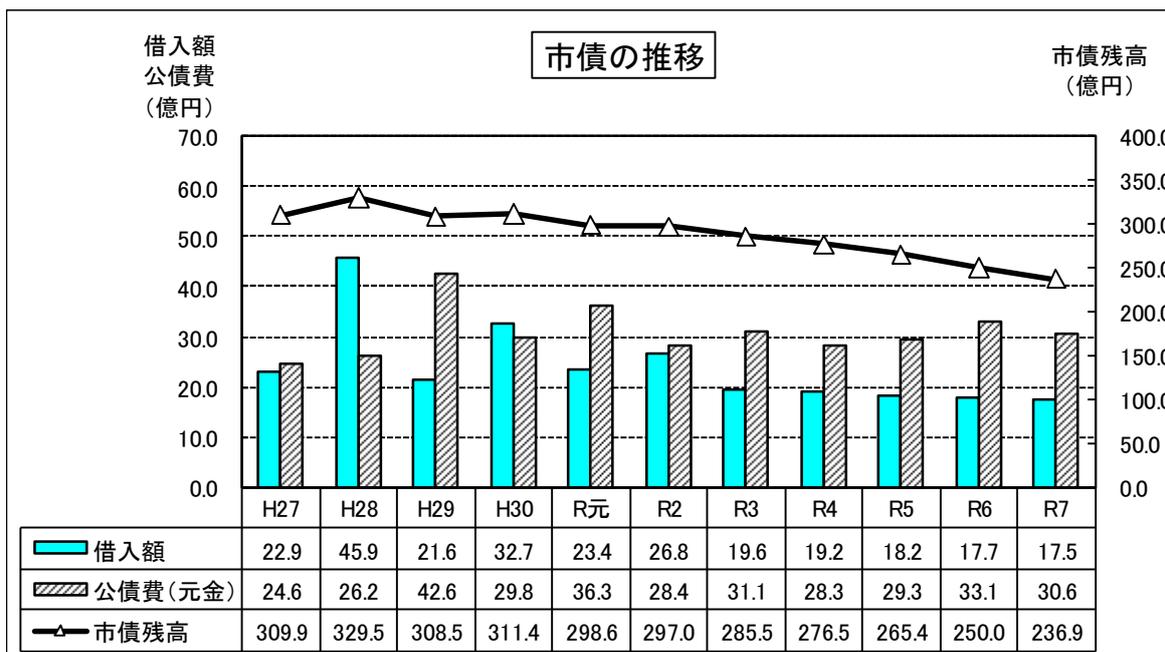
平成 27 年度は平成 26 年 2 月の雪害のため、令和元年度は台風 19 号被害のため特別交付税の増額がありました。また、今後は、災害等がない限り 8.5 億円前後で推移するものと見込んでいます。

(4) 国庫支出金

国庫支出金は、国の臨時的な経済対策や福祉給付に強く影響を受けるため、年度ごとの変動が大きくなっています。この分を除いて過去の決算額を参考に算出した結果、全体では横ばい傾向で推移するものと見込んでいます。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、大幅に増加しております。

(5) 市債



① 市債

辺地・過疎対策事業債など、交付税算入率の高い地方債を中心に、借入を予定しています。普通建設事業の事業規模から算出していますが、必要な事業及び規模を精査するとともに、基金を活用して市債の借入額を減少させていく計画です。

② 臨時財政対策債

地方交付税原資の不足に対処するため、平成13年度から平成15年度の3カ年度に限り制度化された地方債ですが6度の延長を経て現在に至っています。今後何らかの形で地方の財源不足を補てんするものと考えられ、過去の発行可能額を参考に算出し、微減傾向で推移するものと見込んでいます。

③ 市債残高

臨時財政対策債や合併特例債の発行により漸増傾向が続き、平成28年度の本庁舎・市民会館建設事業のため大幅に増加しましたが、平成29年度以降は、繰上償還により平成27年度以前と同じ水準にまで減少しています。平成30年度には、防災行政無線システム整備事業の財源とするため一時的に増加したものの、今後は減少傾向が続くと見込まれます。

(6) 繰入金

基金からの繰入金と特別会計からの繰入金があります。大きな割合を占めるのは基金からの繰入金で、財政調整基金、公共施設整備基金などがあります。過去の繰入額を参考に算出しています。今後、市債の繰上償還を予定しており、減債基金等からの繰入を見込んでいます。

(7) その他

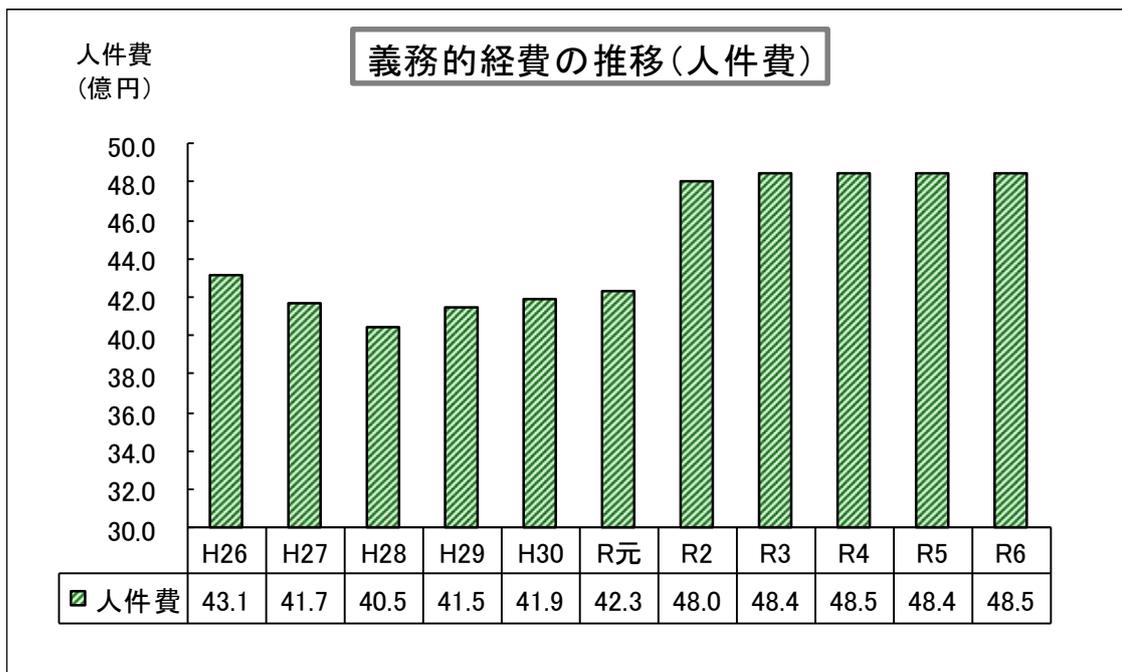
分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。寄附金については、ふるさと納税寄附金を見込んでいます。また、使用料及び手数料については、受益者負担の原則から見直しを予定しています。その他はいずれも過去の決算額を参考に算出していますが、概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。

2 歳出の見通し

<義務的経費>

(1) 人件費

定員適正化計画に基づいて職員の削減により減少傾向にあった人件費は、定年後の再任用制度や令和2年度から導入された会計年度任用職員制度により、大幅な増加が見込まれます。これまで臨時職員賃金は物件費に分類されていましたが、会計年度任用職員は人件費に分類されることとなるため、急激な増加となります。今後も再任用職員の増加により、人件費の増加が予想されます。

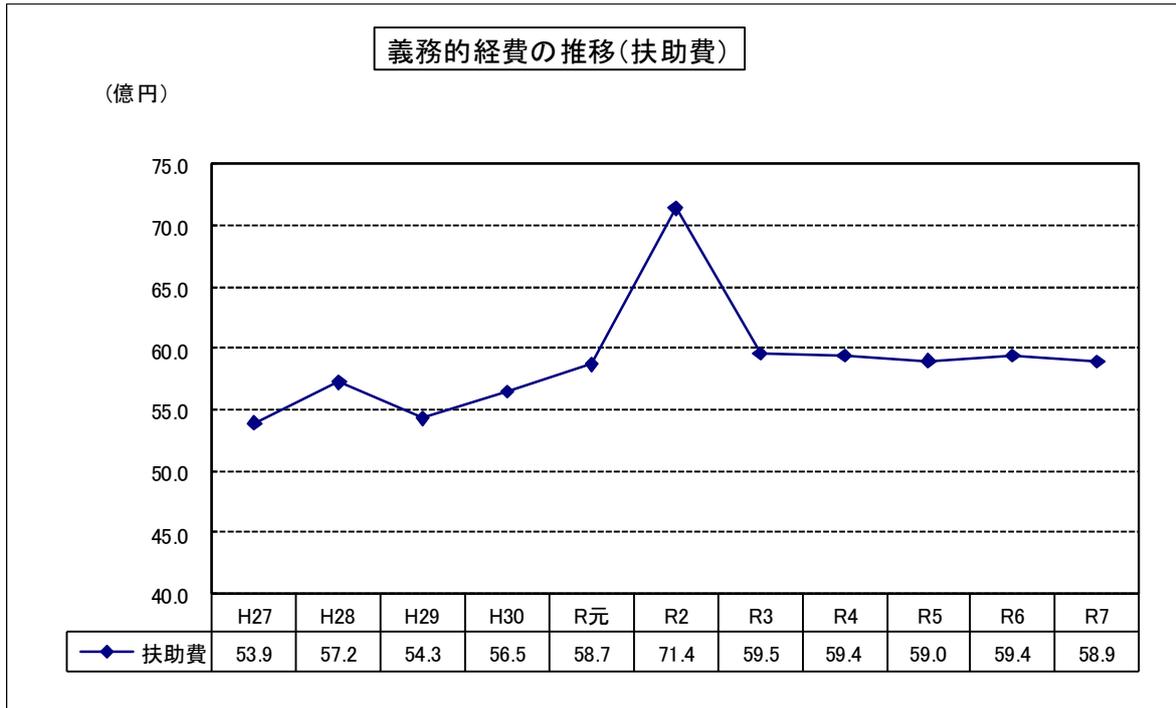


(2) 扶助費

過去の決算額と人口の推移（高齢者人口、児童人口等）や社会保障制度の充実を参考に算出していますが、平成26年度から平成28年度にかけて増加しているのは、平成26年4月の消費税率引上げの際に実施した臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金によるものです。

令和2年度に上昇しているのは、新型コロナウイルス感染症対策による、ひとり親世帯等への臨時特別給付金などの影響です。また、近年は障害者自立支援給付が増加傾向にあり、扶助費全体で増加傾向となっています。

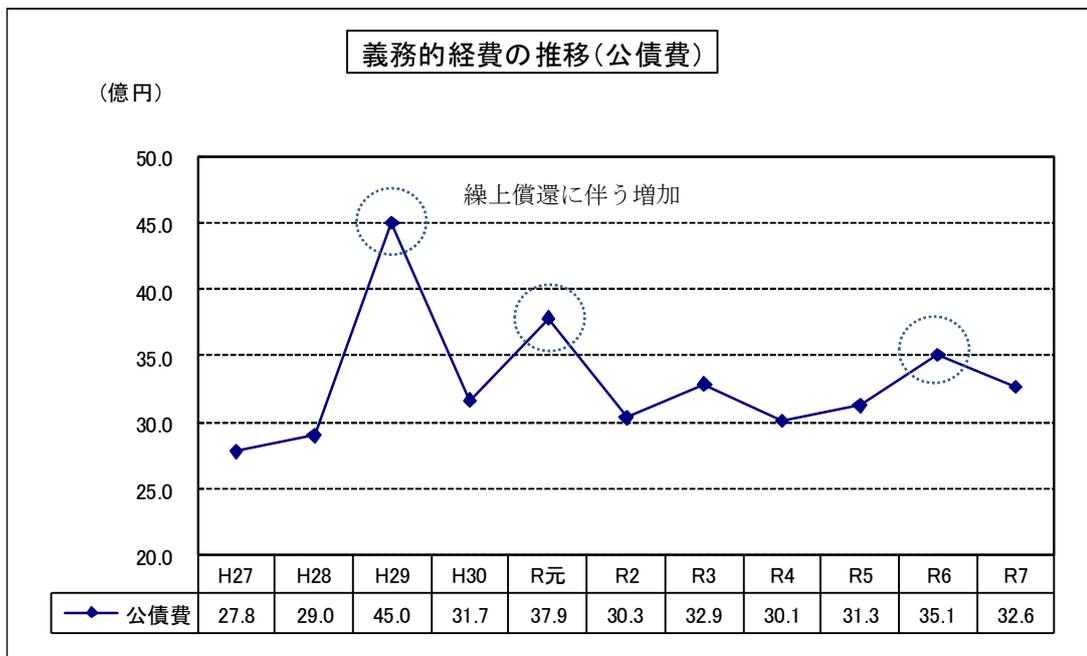
令和3年度以降は高齢者人口が横ばいになるため、概ね横ばいで推移すると見込んでいますが、福祉制度の変更によっては増加する可能性があります。



(3) 公債費

既に発行した市債の今後の償還額を見込むとともに、新規に発行する市債については、令和2年度から令和6年度までに約105億円の市債を発行する前提で償還額を見込んでいます。本庁舎・市民会館等の建設に伴い、市債残高が増加したことから、市債残高を抑制するため、平成28年度から市債の繰上償還を行っており、令和6年度までの各年度で公債費が増減する見込みです。

なお、新規発行分の利子は、1.0%で推計しています。

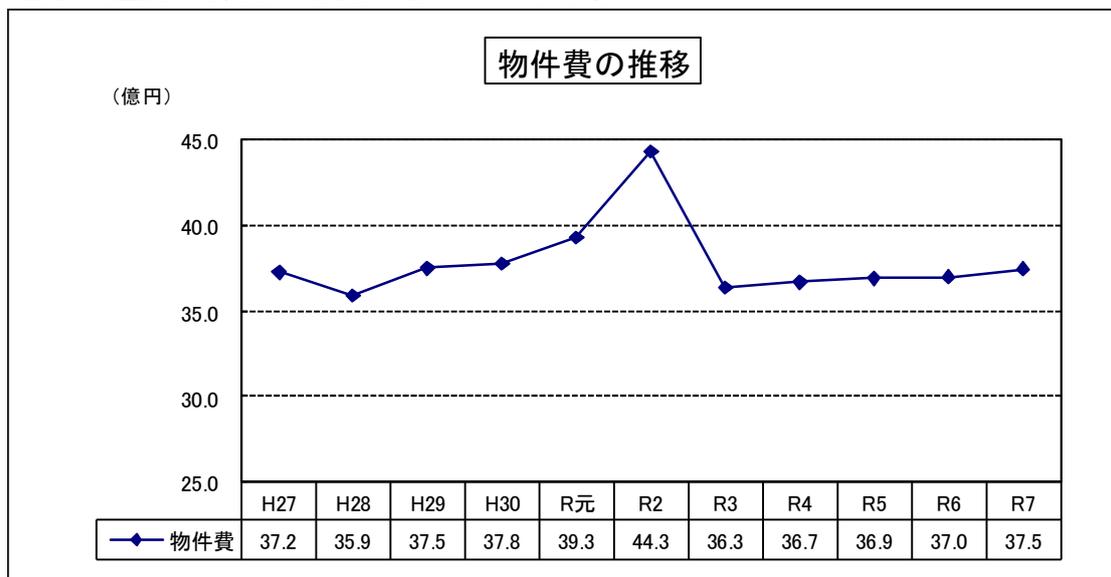


＜その他の経常的経費＞

(1) 物件費

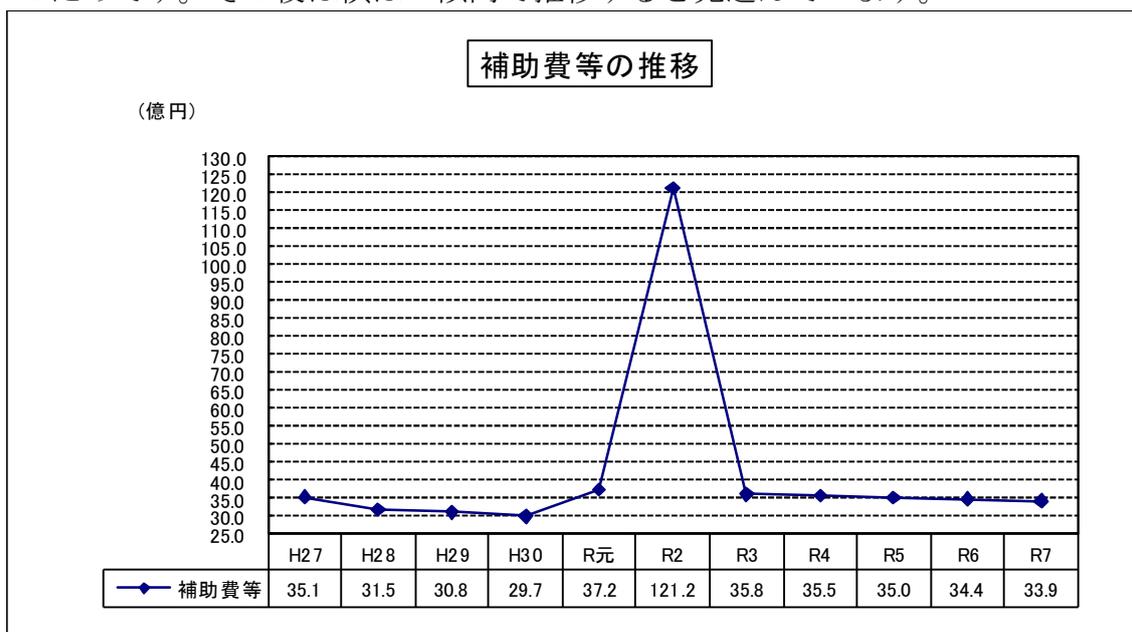
過去の決算額をもとに算出しています。

横ばい傾向が続いていましたが、消費税率の引上げや物価上昇により、令和元年度は増加し、さらに、令和2年度に急激に増加しているのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止用の消毒液や備品等の購入経費等が増加したためです。その後は横ばい傾向で推移すると見込んでいますが、ファシリティマネジメントの推進など経費の抑制が必要となっています。



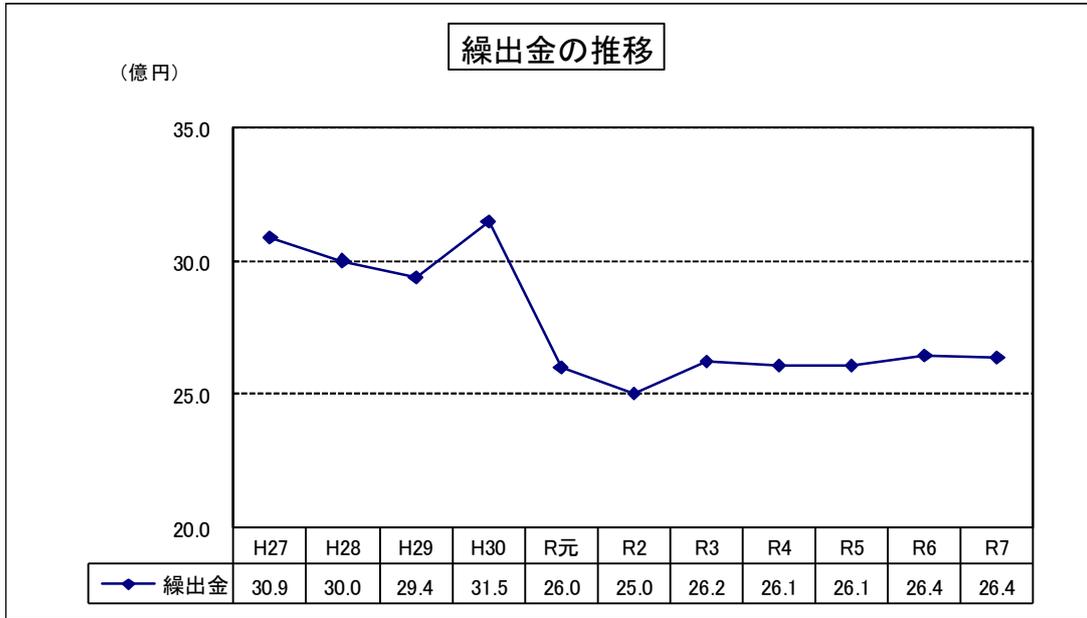
(2) 補助費等

一部事務組合の負担金や各種団体への補助金等が含まれます。令和2年度に急激に増加しているのは、新型コロナウイルス感染症対策による、特別定額給付金のためです。その後は横ばい傾向で推移すると見込んでいます。



(3) 繰出金

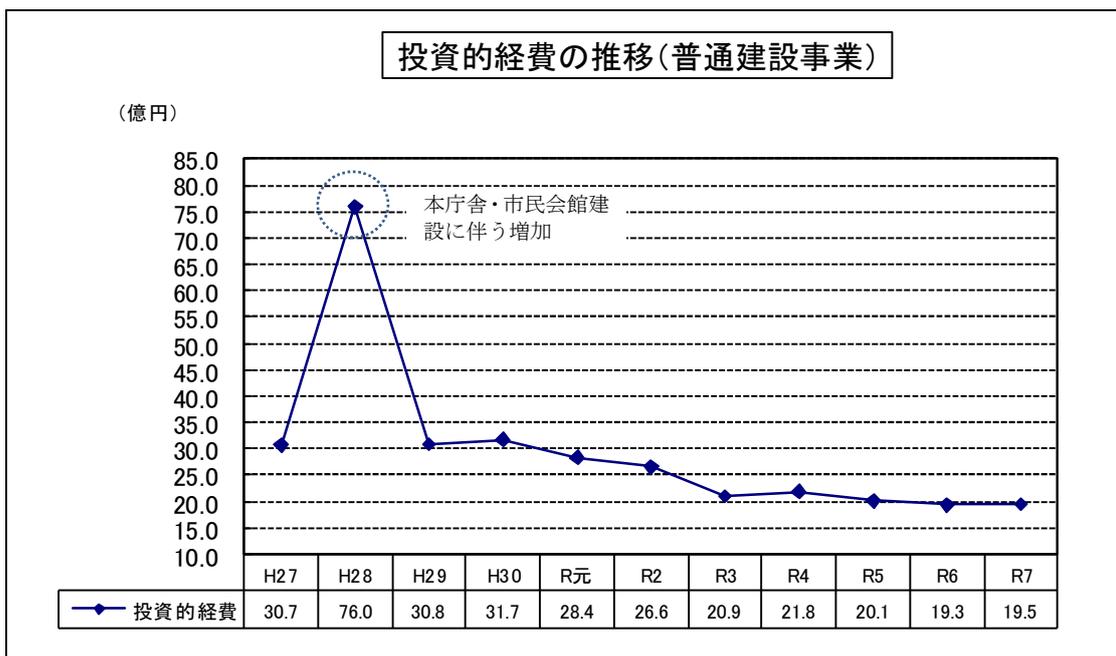
国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計などに繰り出しています。平成30年度は国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金が増加しました。令和元年度から下水道事業が公営企業会計に移行し、分類が繰出金から補助費等に移行したため、元年度は減少しましたが、その後は、全体としては概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。



<投資的経費>

(1) 普通建設事業費

合併特例債を活用した義務教育施設や、道路、橋りょうの整備などの普通建設事業費は高い数値で推移し、平成28年度には本庁舎・市民会館建設により急増しました。



今後は、道路・橋りょうの改良及び長寿命化、学校施設の改修など、総合振興計画に記載されているものを中心に計画的に実施していきますが、有利な合併特例債が終了するため、全体的事業費を抑制していきます。

(2) 災害復旧費

令和元年10月に関東地方を通過した台風19号により、市内の道路などに被害が発生しました。今後数年間は災害復旧事業を行うことが見込まれるため、事業費が判明している範囲で見込みました。

3 取り組むべき課題

(1) 自主財源の確保

秩父市の自主財源は、歳入全体の約45%しかありません（令和元年度決算）。

平成27年度で普通交付税の合併特例期間が終了し、平成28年度から減額が始まりましたが、平成28年度から令和3年度までの減額幅は約6億円と想定されま
す（令和元年度の交付税算定にあてはめて試算した場合）。

自主財源の確保が重要な課題となっており、以下の取組を強化します。

- ① 市税収納率の向上
- ② 公共料金収納率対策
- ③ 使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ④ 未利用財産の売却
- ⑤ 行政財産の有効活用
- ⑥ ふるさと納税寄附金の募集、クラウドファンディングの活用
- ⑦ 定住・交流・関係人口を増加させ、税収や経済波及効果を高める取組

(2) 経常経費の削減

平成29年度から令和3年度を計画期間とする第3次秩父市財政健全化計画では、経常収支比率80%を目標に取り組んでいましたが、財政構造の変化に伴い全国市町村の平均値は93%となっており、大変厳しい状況となっています。本市においては健全財政が維持できるよう、今後も一層の経費削減に努力していきます。

① 人件費

定員適正化計画に基づいて、今後も計画的に人件費の削減を行います。また、会計年度任用職員の数についても適正化を図ります。

② 物件費

ファシリティマネジメントによる公共施設の統廃合を含め、コストの削減を徹底します。

③ 補助費等

補助金等健全化に関する要綱に基づいて、補助金・負担金等の適正な交付を行います。

④ 繰出金

特別会計、企業会計に対しても経営努力を促し、繰出金を抑制します。

⑤ 公債費

繰上償還の実施により、後年度の公債費負担を抑制します。必要な事業の財源として発行する場合には、辺地対策事業債、過疎対策事業債など、後年度の交付税措置率が高いものを活用することで、実質的な市の負担を軽減していき

ます。

(3) 予算編成手法の工夫と事務事業の見直し

一定率を一律カットする歳出削減策はこれまでに効果を生んできましたが、限界も見えてきたことから、平成30年度予算の編成作業から、部局ごとに予算枠を配分する「枠配分方式」を採用しました。歳入が減少しつつある局面での予算編成において、最適な方法を検討・採用していきます。

併せて、必要な事業の見極めと優先順位付けを徹底して、行政改革に取り組みます。

(4) 業務改革の推進

限られた職員数で業務効率を上げるため、政府が進める「Society5.0」に示されたICTを活用した業務改革と生産性向上に取り組みます。また、これまでも進めてきた民間委託の推進については、引き続き業務の洗い出しを行います。

(5) 市債の抑制と基金の活用

市債の発行は極力抑制するとともに、基金を活用した繰上償還など、通常の事業財源に影響を及ぼすことなく、市債残高の抑制に努めます。

4 目標の設定

令和7年度の財政指標の目標を設定します。

指標名	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
経常収支比率	82.9%	83.1%	89.2%	86.7%	85%
実質公債費比率	3.6%	1.6%	1.9%	2.0%	7%以内
将来負担比率	31.6%	24.2%	21.9%	23.3%	60%以内

これまで、経常収支比率は80%を維持することを目標としてきましたが、財政構造の変化に伴い、令和元年度実績値は86.7%となりました。今後も人件費や扶助費等の経常的な歳出の増加が見込まれることから、目標値を見直して85%に設定しました。85%という数値も埼玉県内ではトップクラスの数値であるため、達成することは容易ではありませんが、今後も全庁的な取組を継続します。

実質公債費比率は年々低下し、現在、非常に良好な数値となっています。しかし、今後の財政見通しで、地方税収入は毎年減少し、普通交付税も合併特例期間終了となり減額が見込まれています。また、合併特例債の発行が終了した後の数値上昇が見込まれることから、前回目標値と同率の7%としました。

また、将来負担比率については、平成28年度中の本庁舎・市民会館建設の財源として公共施設整備基金の取崩し及び市債の発行も行いましたが、比率は大きく悪化しませんでした。今後も、適正な基金残高の確保と市債残高の抑制を進め、60%以内を維持することを目標とし、将来に向かって健全財政の堅持に取り組みます。

5 中期財政計画（財政プラン）

本計画では、普通交付税の合併特例期間終了を見越した歳出削減を中心に考え、将来にわたって収支のバランスを保つ計画としています。

これまでの方法については、平成24年度から平成27年度まで毎年1億円ずつ、平成28年度から毎年5千万円ずつの段階的な歳出削減に取り組み、削減した一般財源を減債基金に積み立てる計画を実行してきました。平成30年度末時点で、減債基金の残高が約34億円となり、積立てが順調に進んでいることから、今後は決算時に生じた剰余額を、財政調整基金と減債基金の2つの基金にバランスを見ながら積立てを行っていくこととします。また、歳出削減にも限界があることから、令和3年度以降の削減額は、毎年度7億円（平成24年度比）を目標とします。

P.19の長期財政見通しでは、将来、形式収支の赤字が見込まれています。そこで、歳出削減額と積み立てた基金を活用して、この赤字が見込まれる年度において不足する財源を賄い、形式収支の赤字を避ける計画とします。

	R元(決算)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	9,000,800	8,629,329	7,947,233	8,288,696	8,231,264	8,171,761	8,112,364
地方譲与税・交付金等	1,560,380	1,829,633	2,284,697	1,811,401	1,765,729	1,722,943	1,680,651
地方交付税	7,423,271	7,101,580	6,875,595	6,949,951	6,951,418	7,050,781	6,885,378
負担金・使用料等	742,347	739,183	760,119	754,988	755,290	753,548	751,721
国県支出金	5,128,147	14,849,571	5,063,282	5,134,281	5,112,088	5,156,132	5,151,240
繰入金・繰越金	3,339,430	3,403,212	2,392,956	1,760,272	1,517,386	1,687,442	1,522,414
市債	2,344,511	2,678,111	1,963,737	1,924,855	1,823,834	1,774,756	1,747,697
その他	1,179,578	1,220,452	1,106,217	1,168,749	1,165,139	1,146,702	1,218,197
歳入合計	30,718,464	40,451,071	28,393,836	27,793,193	27,322,149	27,464,065	27,069,663

	R元(決算)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	4,231,318	4,803,960	4,844,437	4,846,898	4,844,626	4,845,320	4,845,615
扶助費	5,872,390	7,138,182	5,954,707	5,941,464	5,895,975	5,939,660	5,891,419
公債費	3,785,523	3,032,801	3,285,252	3,007,702	3,126,354	3,509,002	3,263,971
物件費	3,928,837	4,429,795	3,633,879	3,667,363	3,689,532	3,698,907	3,746,118
補助費等	3,720,003	12,124,187	3,583,848	3,551,737	3,496,866	3,444,368	3,391,467
繰出金	2,598,692	2,500,324	2,619,764	2,605,974	2,606,689	2,643,158	2,636,020
その他	3,011,575	3,476,672	2,336,084	2,083,787	1,932,599	1,782,770	1,685,187
普通建設事業費	2,836,407	2,659,469	2,093,091	2,181,982	2,009,483	1,929,767	1,946,717
歳出合計	29,984,745	40,165,390	28,351,062	27,886,908	27,602,124	27,792,951	27,406,514

歳入合計－歳出合計(形式収支)	733,719	285,681	42,774	-93,715	-279,975	-328,887	-336,852
-----------------	---------	---------	--------	---------	----------	----------	----------

○形式収支の赤字を避ける財政プラン

普通交付税の合併特例期間終了を見越した一般財源削減額(対H24年度 削減額)	600,000	650,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
(対R元年度 削減額)	(0)	(50,000)	(100,000)	(100,000)	(100,000)	(100,000)	(100,000)
減債基金または財政調整基金への積立額	600,000	650,000	700,000	700,000	420,025	371,113	363,148

※端数処理により、合計が合わない場合があります。

6 長期財政見通し <10年後の予測>

中期財政計画では、令和7年度までを計画期間としていますが、秩父市の場合、普通交付税の合併特例期間が全て終了する令和3年度以降の財政見通しが極めて重要になります。そこで、中期財政計画と同じ手法で、令和12年度までの見通しをすると、次のようになります。

歳入	5カ年の段階補正 (0.5 0.3 0.1)⇒													(単位:千円)
	R元(決算)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R2~R12	
地方税	9,000,800	8,629,329	7,947,233	8,288,696	8,231,264	8,171,761	8,112,364	8,055,709	8,009,599	7,960,357	7,915,749	7,863,390	89,185,453	
地方譲与税・交付金等	1,560,380	1,829,633	2,284,697	1,811,401	1,765,729	1,722,943	1,680,651	1,640,587	1,601,314	1,563,925	1,528,145	1,493,995	18,923,021	
地方交付税	7,423,271	7,101,580	6,875,595	6,949,951	6,951,418	7,050,781	6,885,378	6,725,207	6,720,560	6,710,236	6,676,275	6,676,468	75,323,448	
負担金・使用料等	742,347	739,183	760,119	754,988	755,290	753,548	751,721	750,523	749,003	747,514	746,148	157,695	7,665,733	
国県支出金	5,128,147	14,849,571	5,063,282	5,134,281	5,112,088	5,156,132	5,151,240	5,229,897	5,266,112	5,287,162	5,352,399	5,505,038	67,107,201	
繰入金・繰越金	3,339,430	3,403,212	2,392,956	1,760,272	1,517,386	1,687,442	1,522,414	1,424,928	1,423,671	1,424,300	1,423,986	1,351,784	19,332,352	
市債	2,344,511	2,678,111	1,963,737	1,924,855	1,823,834	1,774,756	1,747,697	1,454,212	1,434,557	1,445,698	1,455,406	1,770,731	19,473,594	
その他	1,179,578	1,220,452	1,106,217	1,168,749	1,165,139	1,146,702	1,218,197	1,221,679	1,205,526	1,215,134	1,214,113	1,211,591	13,093,497	
歳入合計	30,718,464	40,451,071	28,393,836	27,793,193	27,322,149	27,464,065	27,069,663	26,502,742	26,410,343	26,354,325	26,312,220	26,030,691	310,104,299	
歳出														
	R元(決算)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R2~R12	
人件費	4,231,318	4,803,960	4,844,437	4,846,898	4,844,626	4,845,320	4,845,615	4,845,187	4,845,374	4,845,392	4,845,318	4,845,361	53,257,488	
物件費	3,928,837	4,429,795	3,633,879	3,667,363	3,689,532	3,698,907	3,746,118	3,757,262	3,781,981	3,813,987	3,833,684	3,860,317	41,912,823	
扶助費	5,872,390	7,138,182	5,954,707	5,941,464	5,895,975	5,939,660	5,891,419	5,882,384	5,916,325	5,843,688	5,860,104	6,006,758	66,270,666	
補助費等	3,720,003	12,124,187	3,583,848	3,551,737	3,496,866	3,444,368	3,391,467	3,341,499	3,293,126	3,246,090	3,200,821	3,157,035	45,831,045	
公債費	3,785,523	3,032,801	3,285,252	3,007,702	3,126,354	3,509,002	3,263,971	3,093,720	3,054,704	2,876,130	2,635,674	2,324,509	33,209,820	
繰出金	2,598,692	2,500,324	2,619,764	2,605,974	2,606,689	2,643,158	2,636,020	2,642,082	2,654,576	2,656,145	2,667,907	2,697,264	28,929,903	
普通建設事業費	2,836,407	2,659,469	2,093,091	2,181,982	2,009,483	1,929,767	1,946,717	2,008,240	1,984,404	2,063,700	2,115,450	2,183,501	23,175,805	
歳出合計	29,984,745	40,165,390	28,351,062	27,886,908	27,602,124	27,792,951	27,406,514	27,022,040	26,895,042	26,719,098	26,494,156	26,383,060	312,718,345	
歳入合計－歳出合計(形式収支)	733,719	285,681	42,774	-93,715	-279,975	-328,887	-336,852	-519,297	-484,699	-364,773	-181,936	-352,369	-2,614,046	

財政プランを実施した場合

歳出削減による対応			0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	900,000
基金の追加繰入による対応			0	0	200,000	250,000	250,000	450,000	400,000	300,000	100,000	300,000	2,250,000
プラン実施後の収支			42,774	6,285	20,025	21,113	13,148	30,703	15,301	35,227	18,064	47,631	535,954

プラン実施により形式収支のマイナスを回避できます！

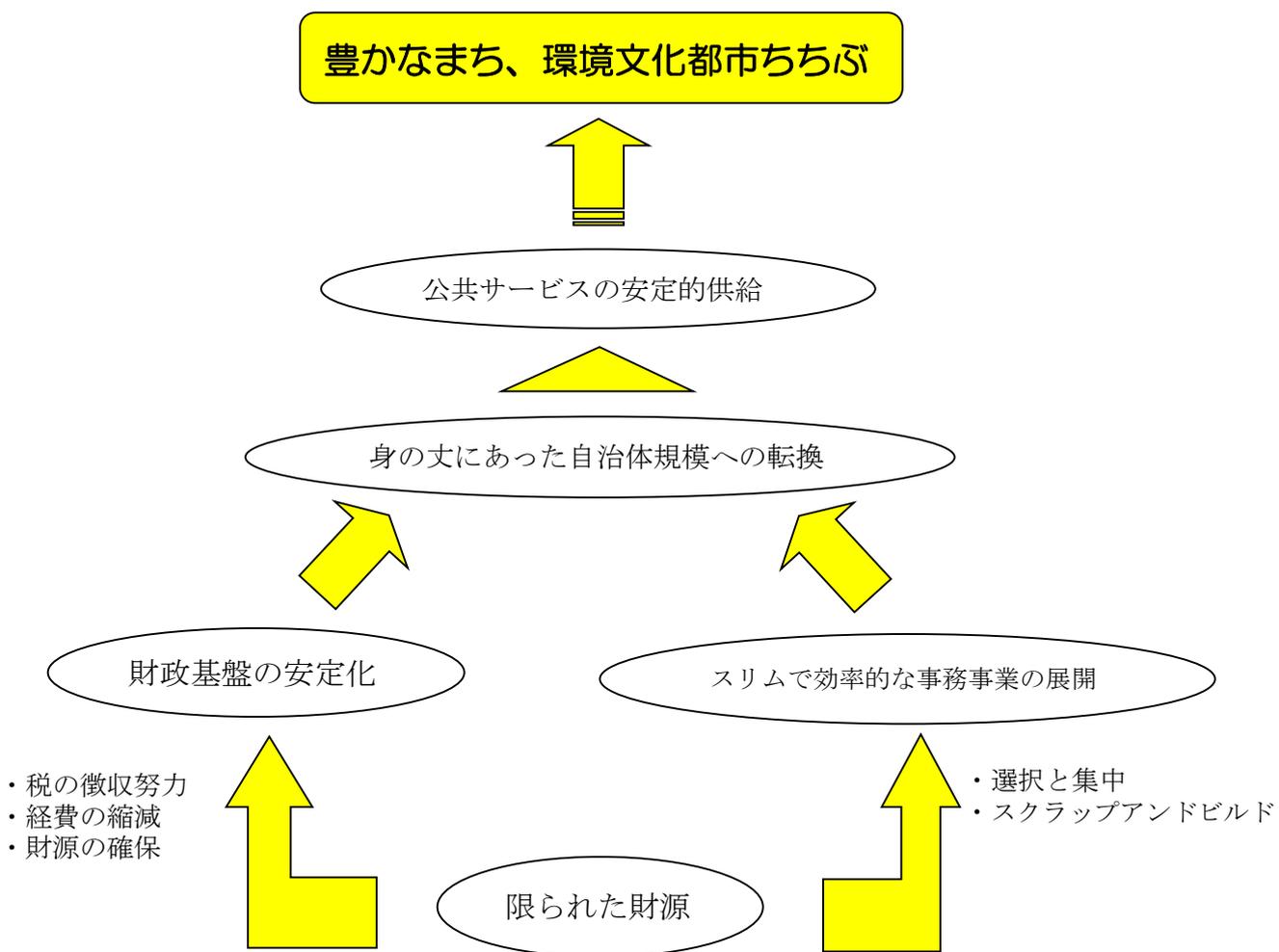
Ⅱ 第3次 財政健全化計画（平成 28 年度策定）

第 1 章 計画の基本的事項

1 基本的理念

本市では、合併により拡大した財政規模の適正化に向けて動き出さなければならない時期にきています。その中でも様々な施策の展開に対応するためには、限られた財源の中ではありますが財政基盤を安定化し、スリムで効率的な事務事業の展開を行い、身の丈にあった自治体規模への転換を図ることが必要となっています。

そこで、医療、福祉、教育を充実させ、併せて地域の経済を活性化することで、心と体と生活を豊かにし、恵まれた自然と誇り高い文化を守り育む都市を目指すことを基本理念とし、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の更なる発展のために「財政健全化計画」を全庁挙げて推進することとします。



2 計画の内容

(1) 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

(2) 目標

これまで以上に行財政改革に取り組み、経常的な歳出削減対策や財源確保対策を講じながら、財政全般にわたり見直します。

そこで、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、また、新たな事業展開への財源確保を図る中で、財政の弾力性を示す「経常収支比率」に着眼し、数値目標を 80% に設定（平成 27 年度決算では 84.1%）し、取り組むこととします。

(3) 取組姿勢

本市では、平成 28 年度から、普通交付税の合併算定替終了に伴う段階的な減額が始まり、平成 33 年度には特例措置がなくなり、今以上に厳しい財政状況になることが予想されます。そこで、今後も『現場主義に徹すること』と『前例踏襲から脱却すること』を基本原則とし、現場に出向き、また、知恵を絞って、行財政改革を始め様々な行政課題に取り組むものとします。

第 2 章 財政健全化計画

1 人件費

人件費は、経常的経費の中でも大きなウエイトを占めており、今後の厳しい財政状況を見据え、引き続き職員数の縮減を図り、人件費の抑制に取り組む必要があります。

適正に職員数を削減していくためには、組織体制や事務事業のスリム化は必要不可欠であり、市民が求める行政サービスの質と量に配慮しながら、身の丈に合った行財政規模への転換を推進します。また、正規職員については、定員適正化計画や退職者と新規採用者の調整による職員数の削減計画に基づき、職員の士気や組織上の指揮命令系統に支障をきたさないよう配慮しながら、職員数の削減を図ります。

なお、やむを得ず臨時職員等を雇用する場合は、正規職員の事務配分等を見直し、現有の人員で事務処理ができないかを厳正に検討し、臨時職員、パート職員を含めて人件費の削減に取り組めます。

No	取組項目	取組の概要
1	退職補充の抑制 (職員数の削減)	定員適正化計画や組織・職制の見直しにより、職員数の削減を図り、人件費を抑制する。 目標値 △38 人

2	時間外勤務手当の削減	フレックスタイムの活用や事務配分の見直し、課内の協力体制の強化により、時間外勤務手当の削減に努める。 目標値 △10%
3	パート職員等の採用抑制	臨時職員を雇用する場合は、正規職員の事務配分の見直しにより対応できないか検討する。また、現在、臨時職員を採用している場合でも事務内容や事務量を検証し、真に臨時職員が必要かを精査する。

2 扶助費

歳出総額に占める扶助費の割合は高く、また、急速に進む少子高齢化社会への対策や生活保護対象世帯の増加など年々経費は増加しています。

扶助費は生活保護法や児童福祉法、障害者自立支援法等に基づき被扶助者に支給されているもので、簡単に経費削減ができる性質のものではありません。

しかし、簡単に削減、圧縮できない経費であるがゆえに本市の財政力に比べ過重なサービスとなっていないか常に検討する必要があります。今後は、各種事業の中に、見直し可能な単独事業などがいないか常に検討を行い、経費の増加率を抑制していきます。

No	取組項目	取組の概要
1	重複するサービスの事業廃止の検討と見直し及びサービス内容の見直し	本市が実施するサービス事業のうち、他のサービスの利用でカバーできる事業の見直しを図る。また、支給金額等のサービス内容の見直しを図る。
2	生活保護受給者の自立支援の充実	自立を助長するための就労支援等、相談・指導体制の一層の充実を図る。

3 公債費

公債費（市債の元利償還金）の増大が、財政構造を硬直化させる要因となり、経常収支比率を押し上げることとなります。本市においても、合併特例債を活用したインフラ整備、臨時財政対策債の累積により、公債費が増加しています。

合併特例債を活用した教育施設や本庁舎・市民会館の建設が完了した今、地方債の発行は極力抑制しなければなりません。

また、平成33年度からは合併特例債が発行できなくなるため、償還に対し交付税算入率の高い地方債を効果的に活用していくことで、実質的な市の負担を軽減していきます。

こうした状況のもと、公債費抑制の方策としては、既に借り入れた債務を繰上償還することや、据置期間や償還期間の見直し、基金活用による借入額抑制等の検討を行います。

No	取組項目	取組の概要
1	償還期間の検討	10年ごとに借り換えを行う金利見直し方式により借入を行い、借入利率を抑制する。
2	繰上償還の実施	減債基金を活用して10年の利率見直し時期に合わせて繰上償還を実施する。
3	基金活用による地方債発行の抑制	地方債総額を抑制するため、公共施設整備基金を繰り入れて普通建設事業の財源とし、地方債発行額の抑制を図る。
4	地方債種類の検討	普通交付税算入率の高い地方債を活用し、後年度の元利償還の際の自主財源充当額を抑制する。

4 物件費・維持補修費

物件費は、旅費、委託料、需用費、備品購入費など、維持補修費は、施設の修繕料などであり、特に各施設の管理経費の増加やアウトソーシングの増加は、経常収支比率を押し上げる要因となっています。

合併により増大した公共施設について、稼働状況、地域性、施設の老朽化等の状況を勘案しながら統廃合や再配置を進めるファシリティマネジメントを推進し、物件費の削減に努めます。

光熱水費などの経費は、職員個人レベルでの日常の努力が必要なことから、「職場での行動計画」を定めて、今まで以上にコスト意識を徹底します。

また、民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現します。

No	取組項目	取組の概要
1	コピー枚数の削減	コピー枚数を削減することにより用紙代及び使用料の削減を図る。具体的には、両面印刷の励行、庁内グループウェアの活用、裏面の再利用、レイアウトの工夫などによる。
2	事務用品費の削減	事務用品の単価契約を締結し、消耗品の購入単価を下げる。 リサイクル製品の活用や定期購読誌の見直し、庁内グループウェアを利用して他の課に在庫のある事務用品を有効活用する。
3	光熱水費の削減	こまめに消灯、昼休や離席時にはパソコンの電源オフ、昼休み・就業後の消灯を徹底して光熱水費を削減する。 また、有利な電力会社との契約を検討する。

4	公用車管理の見直し	公用車の台数を抑制し、普通自動車から軽自動車への置き換えを行い、燃料費、車検代を削減する。
5	電話料の削減	Eメールの活用による通信運搬費の削減。
6	施設運営の見直し	ファシリティマネジメントにより、施設の必要性を検討し、統廃合を積極的に進める。
7	委託契約方法の見直し	住宅管理、清掃、施設管理等、各業務の外部委託を検討する。また、同種の委託契約の一括契約、複数年契約により、スケールメリットを生かした単価削減を図る。

5 補助費等・繰出金・出資金

補助費等は、各種団体や一部事務組合への負担金や補助金などであり、繰出金は、一般会計から特別会計・企業会計へ国が定めた基準等に基づき支出されているものです。

補助費等については、市政の補完的、代行的な役割を果たしている団体などに支出されており、その事業が効率的、効果的に行われているかどうか交付対象事業を一定の公平性などの観点から見直す必要があります。

繰出金については、国の定める基準があるため、その金額を削減することは容易ではありませんが、特別会計・企業会計内において経営努力を行い、独立採算の原則に基づき、収入の確保とコストの削減を行っていくべきです。また、一部事務組合に対しても引き続き市と同様のコスト削減に努めるよう働きかけます。

公営企業への出資金についても、国が定めた基準等に基づき、長期的な視点に立ち適切に対処します。

No	取組項目	取組の概要
1	補助金等健全化に関する要綱の推進	財政健全化推進本部の推進部会を活用し、補助金等健全化に関する要綱による効果の検証と要綱の基準に合致していない補助金の見直しを図る。
2	特別会計・企業会計及び一部事務組合に係る負担金・繰出金の削減	対象となる会計の経営努力により、受益者負担の原則に基づき、収入の確保や利用料金の見直しを含めた適正化を検討する。
3	会費、研修会参加費等経費の見直し	関与の見直しや必要性を再検討して経費の削減を図る。

6 歳入確保（その他取り組むべき方策）

(1) 市税の確保（歳入の徴収向上）

本市の平成 27 年度の市税の当該年度課税分の徴収率は、県平均と同一の 98.5%ですが、市税全体の徴収率は、滞納分の納付が進まなかったことから 92.7%となっています。

納税者の利便性を踏まえた収納方法を検討し、期限内納付を推進することにより収納率の向上を図ります。

(2) 受益者負担原則の徹底

行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、市税収入などが基本ですが、駐車場や文化・スポーツ施設などのように、特定の利用者にサービスが限定される場合は、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるべきであるという考え方が受益者負担の原則です。

この原則に基づいて、「経営」の観点からコストを縮減するとともに、民間・他団体などと比較してバランスを欠いているものは歳入面においても見直しを行います。また、同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合についても見直しを行います。

(3) 広告収入の検討

現在保有している資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき歳入を増やす必要性が高まっていることから、広告収入推進のための研修等を行い、市ホームページや広報誌などの刊行物、封筒やパンレット等の印刷物、公共施設への広告掲示やネーミングライツ（命名権）などを活用した広告収入事業の拡大を行います。

(4) 未利用財産の売却・貸付の促進

土地の新規取得を抑制するとともに、市有資産の利用計画や利用状況を見直し、施設の統廃合、敷地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図ります。

また、将来事業化を予定しているが、当面は利用予定のない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。

さらに、市の財産として有効活用できない土地は売却の方向で検討します。

(5) 行政財産の有効活用

地方自治法の改正により、行政財産の目的外使用で設置許可をしている自動販売機について、貸付による設置が可能になりました。

貸付時に設置事業者を公募することで、設置における機会均等や公平性が確保できるとともに、競争入札や見積り合わせ等の実施により、歳入の増加が期待できます。さらに、複数年契約が可能となり、事務手続きの効率化も図れますので、今後、契約更新時には、順次、貸付方式の導入を検討します。

(6) ふるさと納税寄附金の募集

新たな財源として「ふるさと納税」が注目されており、現在でも寄附者への特典を用意して積極的に募集をしているが、今後は企業版ふるさと納税制度や、用途を明確にしたクラウドファンディング的な方法の導入に向けて検討します。

むすびに

中期財政計画及び財政健全化計画を策定するにあたり、本市の財政全体を考慮し、特別会計の健全性なども視野に入れながら、普通会計の収支バランスを確保することこそが最大の目的であります。

そのためには、行財政運営の一翼を担う職員一人ひとりが厳しい現実を直視し、行政としての責務を果たす必要があり、この取組を一層強化し、未来に向けた新しい市政を創造していかなければなりません。

さらには、市民とのパートナーシップの強化により、急速に進む少子高齢化の進行、環境問題などの諸問題に優先的に対応できるよう、積極的かつ自主的な行財政運営のあり方を模索し、構築していくことも必要であると考えます。

本市の財政健全化に向けた取組は、市政進展のため欠かせないものであり、地方分権の時代にふさわしい「簡素で効率的な行政システム」を確立することが必要です。こうしたシステムの下で、重要政策課題としての雇用の確保や安心できる医療と福祉の実現、環境・観光のまちづくりなどの諸課題に各職員が的確に答え、備えることができるよう、この計画に示した様々な取組を実施していかなければなりません。

本市では既に各職員が重要課題に積極的に対応し、行政評価制度を活用した予算編成等の行財政改革に取り組んでおり、多くの部分で成果を挙げてきています。しかし、改革には多くの痛みが伴います。経費の節減を進めるとき、サービスの質の確保と住民負担の増加とのバランスを考慮しなければならず、特に市民等の「協働によるまちづくり」への参加意識や行政運営に対する士気の低下等を招くことのないよう細心の注意を払いながら、財政の健全化に努めなければなりません。

この計画に示された個々の取組は目標であり、容易に実行、達成できるものではありません。しかしながらその達成度は、最終目標である「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の達成度を左右することからも、この計画に示した目標以上の効果をあげることができるよう、アイデアを出し合い、全庁を挙げて歳入確保・歳出削減対策に取り組む必要があります。

今後、常に経費を含めた現行事業の見直しや検討を行いながら、市民ニーズに対応した行政が実施できるよう、この計画を推進してまいります。